



2026年10月2日

各 位

会 社 名 東 海 汽 船 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 潤 一
(コード番号 9173 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 倉 崎 嘉 典
(TEL 03-3436-1131)

一般旅客定期航路事業に係る行政処分に関するお知らせ

当社は、2026年10月2日付で、国土交通省関東運輸局より、当社の一部船舶について、海上運送法に基づく船舶の使用停止命令に係る行政処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分日

2026年10月2日

2. 処分を受けるに至った経緯

当社は、2026年1月以降、当社及び当社所有船舶を対象として、国土交通省関東運輸局による海上運送法及び船員法に基づく立入検査を受けました。その後、酒気帯び状態での航海当直、アルコール検査記録及び発航前検査記録の不実記載等の事案が確認され、海上運送法に基づき当社が定める安全管理規程並びに船員法に定める発航前検査等に関する規定が遵守されていないことが確認されました。

当社は、これらの事案について、2026年8月28日付で、国土交通省関東運輸局より、海上運送法に基づく安全統括管理者及び運航管理者の解任命令及び輸送の安全の確保に関する命令、並びに、船員法に基づく是正命令を受けました。当社は、これらの不適切、不正事案の発生を厳粛に受け止め、外部の専門家で構成する特別調査委員会を設置し、同委員会の調査結果及び提言を踏まえた改善計画を策定し、同局に対して上記各命令等に対する是正報告書とともに改善計画書を提出しました。

かかる経緯の中、当社は、2026年10月2日付で、同局より、当社の一部船舶について、船舶の使用停止命令に係る行政処分を受けました。

3. 処分の内容

- (1) 処分内容：船舶の使用停止命令
- (2) 対象船舶：橘丸
セブンアイランド結
セブンアイランド友
- (3) 停止期間：2026年10月9日から同年10月28日まで（20日間）
- (4) 根拠法令：海上運送法

4. 今後の対応

当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、安全運航を最優先の課題として、策定した改善計画を着実に実行してまいります。経営陣をはじめ全役職員が一丸となり、安全管理体制の再構築及び再発防止を徹底するとともに、お客様及び地域の皆様に安心してご利用いただける安全運航体制の確立に取り組み、信頼回復に向け全力を尽くしてまいります。

なお、船舶の使用停止期間中は、ご利用の島民の皆様をはじめとするお客様及び関係者の皆様にご不便・ご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。当社は、グループ会社との連携・協力のもと、安全の確保を最優先に、可能な限り輸送力の確保に努め、お客様への影響を最小限にとどめるべく、全力を尽くしてまいります。

5. 業績に与える影響

今回の行政処分が当社グループの業績に与える影響につきましては、現在精査中で、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上